

株式会社正宏商事介護職員初任者研修（通信）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

株式会社正宏商事

東京都千代田区神田和泉町1番地6の1インターナショナルビル401号

（目的）

第2条 介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

介護職員初任者研修課程（通信形式）

（研修の名称）

第4条 本研修は、せいこう介護職員初任者研修（通信形式）と称する。

（年度事業計画）

第5条 令和4年度の研修事業は、次の計画のとおり実施する。

区分	実施期間	募集定員
第1回	令和4年6月25日～8月13日	12名
第2回	令和4年6月28日～8月16日	12名
第3回	令和4年7月6日～10月12日	12名

（受講対象者）

第6条 受講対象者は次の者とする。

- （1）日本語の読み書き、聞き取りに問題なく授業を受けられる日本在住の外国の方
（テキスト、授業、筆記試験は日本語）
- （2）東京都近郊在住、在勤等でスクーリングに参加可能な方
介護職員として介護サービスに従事しようとする方、または従事している方
ご家族等のために、研修を必要とされる方

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。(金額は全て税込み)

区分	内訳	金額	研修参加費用合計	納付方法	納付期間
第1回～ 第12回	受講料	74,800円	81,400円	一括納入	受講料のお支払い書類 受取から7日以内。
	テキスト代	6,600円			

(使用教材)

第8条 使用する教材は下記のとおりとする。

『介護職員初任者研修課程テキスト』ふりがな付 (株式会社日本医療企画)

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(募集手続)

第12条 募集手続は次のとおりとする。

- (1) 電話またはホームページ、Wechat、LINE等で、必要事項を入力の上、各コース期日までに申込む。ただし、定員に達した時点で申込み受付を終了する。
- (2) 当社は、申込み受けを確認した後、受講料のお支払い書類を郵送する。
- (3) 受講料はお支払い書類受け取った受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。
- (4) 当社は受講等の納入を確認した後、教材を郵送する。

(科目の免除)

第13条 科目の免除についてはこれを認めない。

(通信形式による実施方法)

第14条 通信形式については、次のとおり実施する。

(1) 学習方法

開講日に配布する全5回の添削課題を、当社が定める期日までに提出することと

する。ただし、合格点に達しない場合は、合格点に達するまで再提出を求める。

(2) 評価方法

添削課題については、課題の理解度及び記述の的確性・論理性に応じて次のとおり評価を行うこととする。なお、100点を満点評価とし、70点未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出を繰り返す。

(A=90点以上、B=80~89点、C=70~79点、D、70点未満)

(3) 個別学習への対応方法

自宅学習時における個別の質問については、基本メール、LINE、Wechat等で受け付けて対応する。質問事項については別途エクセルにて集計を行う。

なお、インターネット環境がない受講生には「質問シート」を配布し、FAXにて受け付け、必要に応じて担当講師に照会する。

(修了の認定)

第15条 修了の認定は、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

- (1) 成績評価は、東京都介護員養成研修事業実施要綱に規定する「各項目の到達目標、評価、内容」の「修了時の評価ポイント」に沿って、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。また、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。実技試験は、「9こころとからだのしくみと生活支援技術」の面接授業内で行う。成績評価で知識・技術等の習得が十分でないとは評価された者は必要に応じて補講等を行い、筆記試験より前に到達目標に達するよう支援する。
- (2) 筆記試験は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修した者に対して行う。
- (3) 修了評価基準は、次のとおり、理解度及び実技習得度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、筆記試験及び実技試験の修了評価がC以上の受講者を、評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

評価基準（100点を満点とする）

A=90点以上、B=80~89点、C=70~79点、D、70点未満

(欠席及び遅刻の取扱い)

第16条 遅刻・早退に関しては理由の如何に関わらず欠席扱いとする。

ただし、公共交通機関の遅延証明書の提出があった場合については、研修開始より10分までは遅刻とみなさない。

(補講の取扱い)

第 17 条 研修の一部を欠席した場合には、補講を行うものとする。補講については、講義・演習とも 1 科目つき 5,500 円（税込み）を徴収するものとする。

(受講の取消し及び除籍)

第 18 条 次に該当する者は、受講の取消し若しくは除籍とすることができる。

受講料の返金は原則行わない。

- (1) 東京都介護員養成研修事業実施要綱 6 に規定する履修期間（8 か月以内。ただし、病気等やむを得ない理由による場合は 1 年 6 カ月以内）を過ぎた者
- (2) 受講料のお支払い書類受け取り後 7 日以内に受講料の支払いがなく、今後も支払い意思または支払い能力がないと判断される者
- (3) 受講者自ら受講継続の意思の無いことを申し出た者
- (4) 学習意欲が欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (5) 研修の秩序を乱し、受講者としての本分に著しく反した者

ただし、(4) と (5) に関しては、双方（受講者と当社）の意思を確認の上決定する。

(修了証明書の交付)

第 19 条 第 15 条により修了を認定され、研修受講料を全額納入した者には、当社において東京都介護員養成研修事業実施要綱 8 に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者管理の方法)

第 20 条 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存をするとともに東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。

(修了証明書の再交付)

第 21 条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行う。ただし、再交付手数料として、修了証明書及び修了証明書（携帯用）ごとに各 1,100 円（税込み）を受講者の負担とする。

(公表する情報の項目)

第 22 条 東京都介護員養成研修事業実施要綱 7 に規定する情報の公表に基づき、当社ホームページ (<https://www.seiko.tokyo>) において開示する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 研修機関情報

法人情報（法人格、法人名称、住所等、代表者名）

研修機関情報（事業所名称、住所等、理念、学則、研修施設、設備、在籍講師数）

（2）研修事業情報

研修の概要（対象、研修スケジュール、定員、実習の有無、研修受講までの流れ、費用、留意事項）、研修カリキュラム（科目別シラバス、通信講習の科目及び時間、指導体制・指導方法）修了評価（修了評価の方法、評価者、再履修等の基準）、実績情報（過去の研修実施回数、研修修了者数）連絡先等（申し込み・資料請求先、法人の苦情対応者名・役職・連絡先、事業所の苦情対応者名・役職・連絡先）

（研修事業執行担当部署）

第 23 条 本研修事業は、当社介護研修係にて執行する。

なお、苦情及び事故が生じた場合には、当社介護研修担当者が対応する。

（受講生の本人確認）

第 24 条 研修初日に受講者の本人確認を行うものとする。研修受講申込を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書（健康保険証・運転免許書・在留カード・パスポート等）により確認する趣旨であるため、現住所と同一であることまで求めない。

（個人情報の取扱い）

第 25 条 事業実施により知り得た受講者の個人情報は受講に係る諸業務、および修了後の求人情報を含む株式会社正宏商事からの資料の送付などのご案内等に使用し、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

（その他の留意事項）

第 26 条 天災、その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止または延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設置するなど受講生の不利益にならない措置を講じることとする。

（解約の条件）

第 27 条 解約の条件については、次のとおり定める。

- （1）当社が実施する研修事業は、募集定員に対して受講生の応募が一定数に満たない場合、開講を中止することがある。この場合、研修参加費用納入済みの者は銀行口座等を記載した返金要請書をテキスト等に同封して当社へ着払いで返送し、当社は返金要請書を確認のうえ、受領した全額を指定口座へ振込みにより返金する。振込手数料は当社負担とする。

- (2) 受講生の都合による解約は、受講開始日の3日前を期限として認める。この場合、テキスト代を除いた全額を振込みにより返金する。振込手数料は受講生負担とし、テキストの返還は求めないものとする。
- (3) 受講開始日3日前の解約期限を経過した場合、事由の如何を問わず一切の返金に応じないものとする。

(施行細則)

第28条 この学則に必要な細則並びに学則に定めない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

(附則)

この学則は令和4年3月31日から施行する。